

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例

第1条 勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額	
			全館貸切使用					区分使用	個人使用		
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1 時間まで ごとに		
入場 料等 を徴 収し ない 場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	学生及 び生徒	円 2,820	円 4,420	円 5,890	円 7,240	円 10,310	円 13,130	円 510	円 80	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）
		一般	5,640	8,850	11,790	14,490	20,640	26,280	870	90	
		その他の催しに 使用する場合	28,220	44,180	58,950	72,400	103,130	131,350	2,570		
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	学生及 び生徒	5,640	8,850	11,790	14,490	20,640	26,280	730		2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合においては、1件又は1式1時間までごとに2,100円の範囲内で知事が定める額 3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知
		一般	11,270	17,690	23,580	28,960	41,270	52,540	1,220		
		その他の催しに	42,330	66,280	88,420	108,610	154,700	197,030	4,040		

使用する場合										事が定める額
第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1時間までごとに750円									

第2条 勤労身体障がい者体育館条例の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額								特別利用料金の上限額
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1 時間まで ごとに	1人4時 間までご とに	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	円 2,870	円 4,500	円 6,000	円 7,370	円 10,500	円 13,370	円 520	円 80	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合には、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）
		一般	5,740	9,010	12,010	14,750	21,020	26,760	890	90	
		その他の催しに使用する場合	28,740	45,000	60,040	73,740	105,040	133,780	2,620		
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	5,740	9,010	12,010	14,750	21,020	26,760	740		2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合には、1件又は1式1時間までごとに2,100円の範囲内で知事が定める額 3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
		一般	11,480	18,020	24,020	29,500	42,040	53,520	1,240		
		その他の催しに使用する場合	43,110	67,510	90,060	110,620	157,570	200,680	4,110		

第3条の規定による 許可を受けた場合の 利用料金の上限額	1人1時間までごとに760円
------------------------------------	----------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。